

開会（9：32）

○松島和久委員長 皆様、お疲れさまです。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、総務部及び市立総合病院所管の2件であります。

審査順序は、お手元に配付した審査順表のとおり、総務部、市立総合病院の順で審査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松島和久委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

最初に、総務部所管の議案の審査を行います。議第14号「令和3年度焼津市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

補正予算書は39ページからです。よろしいでしょうか。

それでは、議第14号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○岡田光正委員 岡田でございます。

1点だけ確認させていただきます。あくまでもこれは公共用の土地取得ということですが、道路等そういったものに関してはまた別会計ということで考えてよろしいでしょうか。

○油井光晴管財課長 この事業につきましても先行取得ということだものですから、道路用地を先行取得する場合がありますし、代替地用地を先行取得する場合がございます。

以上でございます。

○松島和久委員長 よろしいですか。

○岡田光正委員 あくまでも先行取得ということで。今年こういう話があったよといった場合には、それはまた別な話ということで解釈しておけばいいんですね。

○油井光晴管財課長 通常、一般会計のほうで予算を措置しまして用地買収事業を行うんですけれども、土地会計を使う場合は、一般会計の例えば当初予算なり補正予算なりに間に合わないとき、急いで買収する必要があるとき、こういった会計を使うということになっております。

以上です。

○深田ゆり子委員 P42と43の歳入のところで、今回、補正予算として1,659万7,000円が土地売払収入ということで追加されているんですけども、その内容の説明をお願いします。

○油井光晴管財課長 こちら、大住のほうで代替地として先行取得した土地がございまして、そちらを平成29年度から売り出していたんですけども、今年度になって隣地の方が買いたいということで意思表示がありまして売却をしたという形になっております。金額が1,659万7,000円でございます。

以上でございます。

- 松島和久委員長 よろしいですか。
- 深田ゆり子委員 分かりました。
- 松島和久委員長 ほかにありませんでしょうか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
議第14号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)
- 松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第14号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。当局の皆様、御苦労さまでした。  
当局に入替えがありますので、しばらくお待ちください。  
それでは、次に、市立総合病院所管の議案の審査を行います。  
議第18号「令和3年度焼津市病院事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題といたします。  
補正予算書は67ページからです。  
それでは、議第18号に対する質疑に入ります。  
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 内田修司委員 内容についてお伺いします。ページで言うと72、73ですが、予算内訳書ですけれども、まず、収入の病院事業収益で県費補助金、8億円ですか、金額が出ていますけど、説明のところで空床補償等の説明があったかなと思うんですけど、いまいちこの内容が分からないので、この内容について教えていただけますでしょうか。
- 鈴木大紀企画経理課長 企画経理課長の鈴木です。よろしくお願います。  
内田委員の御質疑にお答えいたします。  
空床補償の補助金が第1期、四半期ごと、4月から6月、7月から9月、そして10月から12月と、ここで12月分まで今回計上をさせていただきました。既に県からは第3期分も内示が出てございます。内訳といたしまして、第1期分が2億5,801万4,000円、第2期が2億6,500万3,000円、第3期が2億8,087万6,000円。こちらのほうの空床補償を計上させていただきました。
- 内田修司委員 内容というか、空床補償ということで入ってきたというのは分かりました。補助金ということで入ってくるのですけれども、これについて何か病院として支出があるというわけではなくて、単純に県から補償という意味で交付される、あくまでも空床の補償ということで補助されるという、もらうだけだという、そういうことでよろしいですね。
- 鈴木大紀企画経理課長 おっしゃるとおりでございます。純利益に反映いたします。経費はございません。
- 内田修司委員 了解です。

○深田ゆり子委員 空調補償証に入るのか分からないですけれども、入院される部屋に圧を下げるためにぼーっと音が出る機械が置いてあると、昨日、鈴木浩己議員が言っていたんですけれども、それがこの空調補償なのかなと私は思ったんですけれども、そういう整備を全部の病床に整備してあって、それってお金がかかっていることだと思うんですね。そうすると、ここの空調補償とは全く関係なく別のところから、国、県から補助が来ていたということなんですか。

○鈴木大紀企画経理課長 深田委員の御質疑にお答えします。

おっしゃるとおりでございます。そして、今、陰圧の設備がその部屋にないので、クリーンパーティションという機械で中の空調を陰圧にしております。そのクリーンパーティションの機器、こちらは厚生労働省のまた別の補助金、10分の10頂ける補助金で整備をさせていただいております。その部分については、償却はもちろんございますけれども、購入に関しては全て、100%、国のほうから頂いて整備をさせていただいております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 先ほどの内田委員の質疑の中で、空調補償のところで整備事業って書いてありますよね、財政整備事業。だから、財政整備のための精神的負担の分をその分余分に仕事が入っているから補償しますよということなんですか。財政整備にどれほどの予算、金額はたくさんかかっているんですけど、具体的な内容というのは、空調補償というのはどういうことをやったのかということなんですか。

○寺田浩己事務部長 こちらの名前につきましては国が定めた名前となっておりますので、空床補償とは何かといいますと、今現在、1つの病棟を新型コロナウイルス感染症の患者さん用に使っております。その病棟が42床使っておりますけど、その病床に新型コロナウイルス感染症以外の患者さんを入れないということで、42床分のお金が病院としては入ってこなくなるということの補償をしていただけたというのが今回この8億円というような金額となっております。ですので、4月からこの3月までの間に1床当たり幾らというような金額が示されておりますので、新型コロナウイルス感染症の患者さんが入っている期間は診療報酬のほうで請求はしますが、入っていない部屋については空床補償ということでお金を頂く金額の確定した12月までの分ということで今回補正をさせていただいているところです。

以上です。

○深田ゆり子委員 空調補償って聞こえたけど、空床。ちなみに1床当たり幾らなんですか。

○鈴木大紀企画経理課長 1床当たり1日7万1,000円でございます。

以上でございます。

○松島和久委員長 よろしいですか。ほかにはよろしいですね。

○岡田光正委員 私のほうは、こちらの債務負担行為の、令和3年度から令和6年度までのものを令和3年度から令和5年度にしたということと、そこで2億円の減になっている。当然1年繰上げて、でも、金額的にどうして減ったのか、そういう説明がなかったものですからその説明と、それから、ここまできた理由というのを教えてください。

○村松敏充新病院建設課長 当初予算のときに設定した債務負担では、建設工事から解体

工事までを含めた一連の債務負担行為ということで、当初は一括した契約を考えておったんですが、完成した後、医師が新しい宿舎のほうに移転をしてもらって、それから取壊しということで間が空いてしまうものですから、その期間、工事業者を拘束すると経費も上がってしまうということで、解体工事と建設工事を分けて契約したほうが安価だということが判明したものですから、今回の債務負担行為としては、その期間、解体工事の部分を切離したということで早く、新築工事の部分だけということで、その分金額のほうも落ちているという、そういう考え方になります。

以上です。

○岡田光正委員 理屈は分かりましたし、それは当然だとは思いますが、ただ、根本的に本体のあれがまだ、どうなってくるのか。その辺も含めた建設工事ですよ。その中の当初の話から先に宿舎のほうをやるよという話は聞いているわけだけれども、これから先、分からないという状況になってきたときに、やっぱり総合的な予算だて、そういったものも含めてこの際だから同じような観点でやっていっていただかないと、余分に余分にかかってきちゃうということになりかねないので、ぜひその辺は、我々としては要望としてお願いしておきたいと思います。

以上です。

○深田ゆり子委員 そうしますと、今回は解体工事のみということで限度額が……。

○岡田光正委員 違う、違う。解体工事は入ってこない。

○深田ゆり子委員 解体工事が入ってこない。宿舎建設工事のみ。そうすると、宿舎建設工事のみとして17億円ということで、それじゃ、今までは解体工事と宿舎の建設工事に合わせて19億円。それは建設工事だけになったので、じゃ、解体工事は幾らを見込んでいるんですか。

○村松敏充新病院建設課長 今回の解体はあくまでも現宿舎の解体になりますが、19億円が17億円ということですから、2億円の部分が解体工事の費用ということで見込んでおります。

以上です。

○岡田光正委員 今のままだと上がっていったら、19億円よりもっと行っちゃうんじゃない。

○深田ゆり子委員 だから、今、限度額が19億円なんだけど間が空いちゃうので、その間にどのぐらい上がるというふうに見込んでいたんですか。

○村松敏充新病院建設課長 要は、業者を建設工事と解体工事を1つの契約とすると、工事をしていなくても、その間、職人とかそういうものを拘束することになりますので、半年とか。その分そこに経費がかかってしまうという形になりますので、今、具体的にその経費が幾らかというのはここではちょっとお答えできませんが、当然拘束した分だけ工期を長く設定すればその分経費がかかってきますので、その分の経費節減を図るということで今回工事を分けさせていただいたという内容になります。

以上です。

○深田ゆり子委員 だから、17億円になるということは、それに今度はまた別途に解体工事の事業の予算が出てくるということですよ。それは今は分からないということですか、幾らになるかは。大体の……。

- 村松敏充新病院建設課長 おおよそ2億円ぐらいを想定しているということで。
- 深田ゆり子委員 それじゃ、あまり変わらない。
- 寺田浩己事務部長 一応、17億円と2億円で19億円という設定をさせていただいておりました。今度分けることによって、2億円の解体工事なのですが、その解体工事に関しては、またそこで入札等を実施しますので、そこでまた金額は下がってくるとは思いますが、あくまでも債務負担行為の限度額の設定となりますので、最大限かかるお金、2億円、要は2億円以内で当然工事はやらなきゃならないというところからこれからのお話なものですから、幾らになるかというのは今この場では申し上げられないという状況になりますので、よろしくお願いします。
- 深田ゆり子委員 安くなるから分けたんだから、幾らぐらいになるかなと思って。
- 松島和久委員長 よろしいですか。
- 深田ゆり子委員 分かりました。  
ほかにありませんでしょうか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。  
これより採決いたします。議第18号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)
- 松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第18号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。  
それでは、これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。  
閉会(9:54)